

記録及び保存の必要な書類一覧

保存書類名	保存年限	関係条文
安全衛生委員会議事録 ・重要なものにかかる記録	3年間	安衛則23条
特別教育の記録	3年間	安衛則38条
健康診断個人票 1.雇入れ時 2.定期 3.海外派遣労働者	5年間	安衛則51条
騒音測定記録	3年間	安衛則590条
クレーン過負荷制限特例記録 デリック過負荷制限特例記録 1.荷重試験結果 2.定格荷重をこえる荷重での使用結果	3年間	クレーン則23条 クレーン則109条
クレーン点検記録 デリック点検記録 エレベーター点検記録 ・暴風地震後の点検記録	3年間	クレーン則38条 クレーン則123条 クレーン則157条
移動式クレーン点検記録 簡易リフト点検記録 ・作業開始前点検記録	3年間	クレーン則79条 クレーン則211条
建設用リフト点検記録 ・作業開始前点検記録 ・暴風地震後の点検記録	3年間	クレーン則195条
有機溶剤作業環境測定記録	3年間	有機則28条
有機溶剤作業環境測定結果の評価記	3年間	有機則28条の2
有機溶剤健康診断個人票 1.雇入れ時 2.当該業務への配置換の際 3.定期 4.二次	5年間	有機則30条
鉛作業環境測定記録	3年間	鉛則52条
鉛作業環境測定結果の評価記録	3年間	鉛則52条の2
鉛健康診断個人票 1.雇入れ時 2.当該業務への配置換の際 3.定期 4.二次	5年間	鉛則54条
四アルキル鉛健康診断個人票 1.雇入れ時 2.当該業務への配置換の際 3.定期	5年間	四鉛則23条
特定化学物質用局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、廃液処理装置点検記録、特定化学設備またはその付属設備点検記録	3年間	特化則34条の2
特定化学物質作業環境測定記録	3年間(特別管理物質は30年間)	特化則36条
特定化学物質作業環境測定結果の評価記録	3年間(特別管理物質は30年間)	特化則36条の2
特別管理物質製造、取扱作業記録	30年間	特化則38条の4
特定化学物質等健康診断個人票 1.雇入れ時 2.当該業務への配置換の際 3.定期 4.二次	5年間(特別管理物質は30年間)	特化則40条
放射性物質濃度測定記録	5年間	電離則55条
電離放射線健康診断個人票 1.雇入れ時 2.当該業務への配置換の際 3.定期	30年間	電離則57条
酸素欠乏危険作業場所環境測定記録	3年間	酸欠則3条
粉じん用局所排気装置および除じん装置点検記録 (分解による改造、修理)	3年間	粉じん則20条
粉じん作業環境測定記録	7年間	粉じん則26条
粉じん作業環境測定結果の評価記録	7年間	粉じん則26条の2
衛生日誌、衛生管理者の職務上(巡視等)の記録	保存年限は規定されいない	安衛則第11条
産業医の職務上(巡視等)の記録	保存年限は規定されいない	安衛則第14条